

○紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程

(令和2年4月1日)
規程第4号

改正 令和3年3月22日規則第1号 令和6年3月18日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、紀南地方老人福祉施設組合会計年度任用職員の勤務時間の割振り、休憩時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から日曜日までのうち、5日間の勤務を割振られた日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は、次に定めるとおりとする。

フルタイム会計年度任用職員 60分

椿園パートタイム会計年度任用職員 60分

百々千園パートタイム会計年度任用職員 90分

2 職務の性質により前項の規定によることができない職員の休憩時間の時限は、所属長が定める。

(特例)

第4条 職務の性質により第2条から前条までの規定によることができない職員の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和2年4月1日規程第4号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

1 フルタイム会計年度任用職員

区分	勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間
1 椿園に勤務する職員	1週間について40時間	(1) 月曜日から日曜日まで(勤務を要しない日に指定された場合を除く。) <交代制> 日勤者 ア 午前6時30分から午後3時30分まで イ 午前7時00分から午後4時00分まで ウ 午前8時30分から午後5時30分まで 夜勤者 エ 午後3時30分から翌日午前9時30分まで	60分とし、園長が別に定める。
			120分とし、園長が別に定める
2 百々千園に勤務する職員	1週間について40時間	(2) 月曜日から日曜日まで(勤務を要しない日に指定された場合を除く。) <交替制> 日勤者 ア 午前6時15分から午後3時15分まで イ 午前8時00分から午後5時00分まで ウ 午前8時30分から午後5時30分まで エ 午前8時30分から午後6時00分まで オ 午前9時00分から午後6時00分まで カ 午前9時30分から午後5時30分まで キ 午前11時00分から午後8時00分まで 夜勤者 ク 午後4時00分から翌日午前10時00分まで	60分とし、園長が別に定める。
			120分とし、園長が別に定める

2 パートタイム会計年度任用職員

区分	勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間
1 椿園に勤務する職員	1週間について37時間30分以内	(1) 月曜日から日曜日まで(勤務を要しない日に指定された場合を除く。) <交代制> 日勤者 ア 午前5時30分から午前8時30分まで イ 午前6時30分から午後3時00分まで ウ 午前7時00分から午後3時30分まで エ 午前8時00分から午前11時45分まで オ 午前8時00分から午後4時30分まで カ 午前8時30分から午後5時00分まで キ 午前8時45分から午後5時15分まで ク 午前9時00分から午後3時00分まで ケ 午前9時00分から午後5時30分まで コ 午前9時00分から午前12時00分まで サ 午前9時00分から午後4時00分まで シ 午前9時15分から午後5時45分まで ス 午前9時30分から午後5時30分まで セ 午後1時00分から午後4時45分まで	60分とし、園長が別に定める。

